

高南メディカル行動計画

目的

社員が能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1・ 計画期間 平成23年4月1日～平成25年3月31日迄の2年間

2・ 内容

目標 1 平成25年3月迄に、従業員全員の所定外労働時間を、1人当たり月25時間未満とする。

目標 2 平成25年3月迄に、妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口を設置する。

目標 1について (対策)

- ※ 平成23年4月～ 所定外労働の現状を把握
- ※ 平成23年4月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を月1回実施
- ※ 平成23年5月～ 検討委員会での検討開始

目標 2について (対策)

- ※ 平成23年4月～ 相談窓口の設置について検討
- ※ 平成23年5月～ 相談窓口の設置について社員への周知